

請願 第 5 号
令和4年8月26日受理

2022年8月26日

須賀川市議会議長
五十嵐 伸 様

請願者 [REDACTED]
「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団
原告団長 中 島 孝

請願者 [REDACTED]
原告世話人 横 田 秀

紹介議員 堂野 明奈

原子力損害賠償に関する中間指針等の見直しを求める
旨の意見書採択を求める請願書

日頃より、地方自治の発展と地域の活性化、住民生活の改善・向上のためにご尽力をいた
だいてることに対して、深く感謝申し上げます。

さて、私たち「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団（略称・生業訴訟原告団）
は、原発事故による被害を個別に立証し個別に救済するのではなく、①地域や生業の原状回
復、②原告だけにとどまらない全ての被害者救済、③甚大な被害をもたらす原発事故を二度
と起こさせないため、原発推進政策を転換すること、を求めて、2013年3月11日に提
訴しました。

裁判は、福島地方裁判所で2017年10月10日に、仙台高等裁判所で2020年9月
30日に判決が出され、いずれも国と東京電力に賠償命令が言い渡されました。その損害賠
償については、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一、第二原子
力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」及びその追補（以下「中
間指針等」という。）の損害賠償額を超える内容でした。

ご承知のように福島第一原発事故に関する損害賠償請求は全国各地で提訴されており、3
0件を超えています。そして、高等裁判所での判決を言い渡された事件が私たちの事件を含
めて4件あり、いずれも国及び東京電力又は原告が最高裁判所に上告していましたが、最高
裁判所は、本年3月2日、東京電力からの上告を不受理とする決定を下しました。この決定



により、各高等裁判所で言い渡されていた中間指針等を上回る損害賠償の支払いが確定することになりました。

私たちの裁判で言い渡され、確定した地域別の損害賠償額は別紙のとおりです。現在原子力損害賠償紛争審査会が仙台高等裁判所等の判決内容を精査し、中間指針等の見直しの是非について議論されておられます。中間指針等を見直すか否かは現時点でははっきりしていません。

私たちの願いは、被害者全員が原告と同様な損害賠償を得られるように国が中間指針等を見直すことです。

こうした事情をご賢察いただき、地方自治法第99条の規定に基づき、別添「原子力損害賠償に関する中間指針等の見直しを求める意見書（案）」をご採択いただき、政府、文部科学省にご送付いただきますよう請願するものです。

生業訴訟の追加賠償確定額

区域および居住地	中間指針の払い済み賠償額	★中間指針によらない支給額	判決の追加賠償額
帰還困難区域	1450万円		+ 150万円
居住制限区域	850万円		+ 300万円
避難指示解除準備区域	850万円		+ 250万円
特定避難指定地点	490万円		+ 50万円
避難指示区域外の子ども、妊婦	48万円		+ 3万円から11万円
避難指示区域外の子どもと妊婦以外	8万円		+ 9万円
県南地区の子どもと妊婦	0円	34万円	+ 10万円から14万円
上記以外の県南地区的住民	0円	4万円	+ 13万円
会津の子どもと妊婦	0円	20万円	+ 6万円
上記以外の会津の住民	0円	4万円	+ 6万円

★中間指針によらない支給額とは…東京電力の自主賠償や県からの支給



生業訴訟の仙台高裁判決
=9月30日(2020年)



東電賠償の確定を報じる
河北新報 3月5日

別添

原子力損害賠償に関する中間指針等の見直しを求める意見書（案）

最高裁判所は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所事故で被災した住民が原状回復や損害賠償を求めて起こした集団訴訟において、本年3月2日、東京電力による上告を退ける決定を下した。

東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」及びその追補（以下「中間指針等」という。）に基づいて被害者への賠償を行っているが、全国各地で提訴されている30件を超える福島第一原発事故に関する損害賠償請求の集団訴訟においては、中間指針等の定める水準を超える内容の損害賠償が認められるか否かが争点となっている。

この度の最高裁決定により、福島、前橋、千葉、東京の各地方裁判所に提訴された集団訴訟について、各控訴審判決が確定することとなった。これらは、東京電力に対してなされた請求に関する判断として全国的な先駆けとなるものであるが、いずれも中間指針等の水準を上回る内容の損害賠償を認めるものであった。このことは、中間指針等の見直しを行って、福島第一原発事故の被害者の被害回復に向けた取り組みを一層進める必要があることを示している。

よって、国においては、東京電力による福島第一原発事故による被害者への十分な損害賠償が早期に実現されるよう、中間指針等の見直しを速やかに行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

須賀川市議会議長

五十嵐　伸

内閣総理大臣 岸田文雄様
文部科学大臣 永岡桂子様

原子力損害賠償に関する中間指針等の見直しを求める 旨の意見書採択を求める請願の説明要旨及び資料

○福島第一原発事故に関する訴訟件数

県内に在住している人及び県外に避難した人が提訴しており、全国で30件を超える事件が地方裁判所等で審理されている。又は、審理されていた。

○福島の生業裁判について

原告は、第1陣約3800人、第2陣約1200人で、合計5000人の原告団である。

第1陣については、本年6月17日の最高裁判決により終了し、第2陣は、現在福島地方裁判所で審理されており、9月5日に約300人が追加提訴する予定になっている。

なお、第1陣で敗訴した「国の法的責任」の追及については、第2陣の訴訟で引き続いて行っていくことになる。

○最高裁判所で確定した事件及びその内容

- ・ 高等裁判所で判決が下された4事件（福島の生業訴訟、千葉訴訟、群馬訴訟及び愛媛訴訟）について、国及び東京電力が判決内容を不服として2020年の秋以降順次最高裁判所に上告した。それに対して、原告も併せて上告をした。
- ・ 4事件は同一の裁判として最高裁判所の第二小法廷で審理され、2022年3月2日、最高裁判所が東京電力の上告を「不受理」とする決定を下したことにより、東京電力が敗訴し、各高等裁判所で出されていた損害賠償額が確定することになった。生業訴訟の追加賠償額は資料のとおりである（資料1頁）。

なお、千葉訴訟、群馬訴訟及び愛媛訴訟は、原告一人ひとりについての損害賠償額の確定であるが、福島の生業訴訟は、個別救済ではなく全体救済（地域住民ごとの救済）の形で提訴し、その手法が裁判で認められたので、福島地方裁判所及び仙台高等裁判所で示された損害賠償額は、原子力損害賠償紛争審査会が定めた区域ごとの賠償額に照らし合わせて不足額を追加する形で判断が示されていた

- ・ 4事件の「国の法的責任」の有無については、2022年6月17日に最高裁判所が判決の言い渡しを行い、3人の多数意見により「現実の地震・津波は想定よりはるかに大規模で、防潮堤を設置させても事故は防げなかった」として、国の法的責任を認めない判断をした（資料2頁）。

なお、一人の裁判官は国の法的責任を認める反対意見を述べた。

また、この最高裁判所の判断については、マスコミ、有識者からは疑問視される意見が多数となっている（資料2～4頁）。

○中間指針について

- ・ 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」及びその追補（以下「中間指針等」という。）は、2011

年（平成23年）8月5日に策定され、人的被害、営業に関する被害、農林水産業に関する被害及び風評被害などに対する損害賠償について基本的考え方を示したもので、現在までに4回追補されてきている（資料5～7頁）。

- ・ 2011年12月6日に、「自主的非難等に係る損害について」が示され、西白河郡、東白川郡を除く中通りの各自治体がその地域（自主的非難等対象区域）として取り扱われ、損害賠償額8万円の支払いが行われた（資料8頁）。
- ・ 政府は、3月2日の最高裁判所の決定を受け、中間指針の見直しの有無について検討を行う必要があると判断し、原子力損害紛争審査会で審議が開催され、現在までに4月、8月と2回開催されている（資料9～10頁）。

見直しを行うに当たっては、4事件の高等裁判所の判決内容を調査・分析することを基本に行っており、次回会合で中間報告がなされることとなっている。なお、スケジュールについては、なるべく早くとの方向となっているが、審査会の議事録をみると何年何月ごろとは確定されていない。

- ・ 審査会の会合では、毎回「地方公共団体等からの主な要望事項について」が資料として示されており、地方自治体からの意見書提出状況も報告されている（資料11～15頁）。

○中間指針見直しに関する意見・報道について

- ・ 日本弁護士連合会は、中間指針を早期に見直すべきとの会長談話を繰り返し発表している（資料16～17頁）。
- ・ 多くのマスコミも同様に中間指針の見直しは行うべきと主張・報道している。（資料18～19頁）

生業訴訟の追加賠償確定額

区域および居住地	中間指針の払い済み賠償額	★中間指針によらない支給額	判決の追加賠償額
帰還困難区域	1450万円		+ 150万円
居住制限区域	850万円		+ 300万円
避難指示解除準備区域	850万円		+ 250万円
特定避難警戒地点	490万円		+ 50万円
避難指示区域外の子ども、妊娠	48万円		+ 3万円から11万円
避難指示区域外の子どもと妊娠以外	8万円		+ 9万円
県南地区の子どもと妊娠	0円	34万円	+ 10万円から14万円
上記以外の県南地区的住民	0円	4万円	+ 13万円
会津の子どもと妊娠	0円	20万円	+ 6万円
上記以外の会津の住民	0円	4万円	+ 6万円

★中間指針によらない支給額とは…東京電力の自主賠償や県からの支給



生業訴訟の仙台高裁判決
=9月30日(2020年)



東電賠償の確定を報じる
河北新報 3月5日

国の責任最高裁認めず

4件の集団訴訟の争点と判決

	原告	被告 (国・東電)	一審	二審	最高裁
長期評価の過誤を有する科学的知見類性	原子力損害に取り入れる正確度はどの程度である	福島、群馬、千葉、愛媛=信頼性がある	福島、千葉、愛媛=信頼性がある	言及せず	
津波の予見不可能性	原発敷地高を超える津波を予見できた	予見できるほどの知見はなかった	福島、群馬、千葉、愛媛=予見できなかった	判断を示さず	
結果の回避可能性	建設の水密化などの対策で事故は防げなかった	対策をしても事故は防げない	福島、群馬、千葉=対策すれば事故は防げた	福島、千葉、愛媛=対策すれば事故は防げた	原因が東電に必要な信頼をもつて津波を防ぐことができなかつた可能性が高い

4件の訴訟を巡る一、二審、最高裁の判断

事件名	訴訟の主な争点は①			原告告
	国が責任	東電の責任	國の責任	
福島(生業)訴訟	○	○	○	3,550人
群馬訴訟	○	○	○	90人
千葉訴訟	×	○	○	43人
愛媛訴訟	○	○	○	23人

判決骨子	
・東京電力福島第一原発事故で避難者に対する国の賠償責任はない	電力対策を取らせていない
・国が東電への規制権限を行使していれば事故が起きなかつたとは認められない	事故を防げたがれ
・国が「長期評価」を前提とした津波対策を東電に命じても、津波の到来による大量の海水は避けられなかつた	津波は長期評価を強調したこと
・東日本大震災での地盤や津波は長期評価に基づく想定や試算よりもはるかに規模が大きかつた	津波は試算が想定しなかった原発敷地の大規模だったと指摘

原発賠償4訴訟判決

初の一統一判斷

2面に関連論説、21面に判決要旨、22・23面に関連記事

東京電力福島第一原発事故の避難者が国と東電に賠償請求をしたのは初めて同種訴訟の統一判斷で、最高裁判所は「長期評価」は十七回、国の賠償責任を認めない判決を言い渡した。事故を巡る国の法的責任の有無を巡る司法判断は三つの結論に達した。

津波試算以上、浸水防げず

事故の当事者

競争

東京電力の小早川智明社長は「当社の起きた事故が地域の皆さまに深く心から謝罪いたしました」とその責任を改めて痛感している。

東京電力の復興

・再生や廃炉の運営などを最後まで責任を持ったままに引き受けられない可能性があることを認めた。

このコメントを発表

責任改めて痛感

競争

東京電力は福島の復興

・再生や廃炉の運営などを最後まで責任を持ったままに引き受けられない可能性があることを認めた。

このコメントを発表

競争

東京電力は福島の復興

・再生や廃炉の運営などを最後まで責任を持

社說

Editorials

原発事故で国を免責

「想定外」に逃げ込む理不尽

人の生命・身体はもちろん、環境にも取り返しのつかない被害を及ぼす医療災害を、万が一にも起してはならない——。その思いがあれば、このままな結論にはならなかつたのではないか。国民の権益に立つて、行政のゆきすきで監視を監視するという司法の役割に照らしても、大きな懸念を残す判決であることを、わざわざ述べたい。

無茶な事は出来ぬ。未だ名前を知らぬるに付て、御鑑しに御めども間違ひあるべ。

そこで確定している実態を踏まえた指針の改定が急務だ。

の隊が、被災地の復興、被災者の生活再建など多岐にわたる。これらに取り組む業務を、政府

素対策として、原子力の積極活用を求める声が広がる。

た事で不快感を抱いた

したる資金を立て替える形で東電に渡し、東電と他の電力各社

は思ひ出せない。

たしかに既存の原発の発電費
用は比較的安い、温室効果ガス

1000

防護堤の建設があれど、たゞ
いふ建設など的重要施設の水害
化措置をとらなきにして、これは、
事故原因となつた全電源喪失の
事態は防げた。緊急性が高じて、
複数の高裁は判断して、こだ。
最高裁は、防護堤以外の対策
について振り下した議論はされ

これに於し検査官出頭の三浦守幹吉は、水密化措置は十分可能だつたと述べ、要領ある対策をいたぐる東電を咎諭した。この責めを強調した。

この資金を立て替える形で東電に渡し、東電と他の電力各社から数十年かけて回収する仕組みを設けた。「原発事業者の粗利扶助」という理屈だが、後付けで不合理との批判は根強い。

裁判を通じて改めて見えたのは、大手電力会社と國のものだね。
食いの悪さだ。

たしかに暖室の発芽の発育実験結果より、
用は比較的安いで、温湿度効果方が
出がないといった利点がある。
だが、風乾から出る「核の子」
「の殻」、ひよこび事故がお
きたときの被災など、根柢的な
難しさを抱える。再発懼をぬぐ
いつか、規制委員会と地元自治体は
さういふ反省面に立ち止ま

東京電力福島第一原発事故の
避難者を起した集団訴訟で、
最高裁はきつい国賠責任を認めた
を否認する判決を言い渡した。
事故の5年前、国の機関でもある
地震調査研究推進本部は、長
島沖の日本海海底で津波地震
が起きた可能性を指摘した。そ
が実際で震度7の津波はそれより
大きめに上回るもので、国があく
かじる対策を命じていなかった

密化事業をこころにいれておられた
つたし、議論がないうちから
その当面の審査するが爲めに
所の巡回ではござる。

最新の知見を聞き、あるいは
る事態を想定して安全策など
護措置をうかがふが、慶應工業
者や関連会員の貴説の如くだと
今回の緊急の問題に応へば、
係者がそぞりと来年の総額は
策を実行しておれば、ノット

社会的責任なお重く
法的責任はない。それとも
の、事故がもたらした甚大な被
害について、国は社会的責任ま
で免れるものではない。
一連の裁判では、國の審査会
が定めた指針を一回る賠償を東
電に命じた判決が、すでに最高
法院の立場をうけた。この
反対意見にしては理はある。

原発の「国策民営」方式には、責任の所在のあいまいさがつきまとひ。賠償負担を國と事業者でどう分から合はつか、改めて議論が必要ではないか。議題はそれだけではない。放

「いのちだつた」一揆抗争権を行使する機関が事実上存在してはならなかったに等しい」と評した。実際を受けて独立性の高い審査委員会が設けられ、源氏新聞編集部は原則40年とするルールも定められた。審査の厳しさを示す報道する権もあらが、先祖返りするものなれば、「当局、事業者とも計画されるものではない」と指摘する。一方で、

めに、いまも色濃く残る。しかし、この問題は、原発復権を唱えるのは、3月の閣議決定の裏面の無責任な説くの回顧にはならない。

2022 · 6 · 18

ronsetsu@mainichi.co.jp

社説

原発事故の最高裁判決

長い間、安全性を強調して、原発を推進してきたのは国である。判決を「免罪符」にすることは許されない。

東京電力福島第一原発事故について、最高裁が国の賠償責任を認めない判決を出した。被災した住民の計約3万700人が原告となつた4件の集団訴訟での結論だ。最高裁が、具体的な判断を示すのは初めてとなる。全国で約30件の集団訴訟が起きた。1~2審の判決は12件が国の責任を認める一方、11件は認めず、判断が分かれている。

その9年前に、政府の地震調査研究推進本部が公表した「長期評価」では、巨大津波を起こす地震が発生する可能性が示された。東電側はこれを基に、最大で高さ15~7メートルの津波を想定していた。

しかし、巨大津波のリスクが示されたにもかかわらず、対策は講じられないまま、事故が起きた。東電は想定を重視せず、国もその方針をうのみにしていた。

原発事故は甚大な被害をもたらす。万が一にも事故が起きないよう、国が電力会社を厳格に規制することが不可欠だ。

最高裁の審理で「家も田畠も汚染され、人生をかけて稼ぎ上げてきた全てを失った。『安全神話』を言い続けてきた国の責任を認めた」と認めてほし」と訴えた。

本来は東電が大半を負担しが立て替えなどとして約1兆円を手当している。東電が負担しきれず、被害救済や復興に支障が生じるところがないと、国は責任を果たす必要がある。

4件の集団訴訟では、既に上告が受けられ、東電が支払う賠償額は確定している。いずれも国の基準を上回る金額だ。

現状の賠償が被害者の経済には不十分だという司法からの警告である。国は重く受け止め、直ちに基準を見直さなければならない。賠償のほか除染や廃炉など、原発事故の処理費用は計21~5兆円と試算されている。費用はさらに膨らむ可能性が高い。

事故から11年が経過し、政府・与党内には、原発回帰を探る動きがある。

そもそも原発事故は、法的な責任の所在が曖昧だ。そもそも原発事故は、法的な責

任の所在が曖昧だ。審理した裁判官4人のうち、1人は反対意見で「国や東電が真摯に検討していれば、事故を回避できた可能性が高い」と指摘した。

賠償基準の見直し急務

全国各地で避難生活を送る。事故の基盤を失った。子どもが避難先でいじめにあった人、家族がぼんぱりになつた人もいる。

事故から11年が経過し、政府・与党内には、原発回帰を探る動きがある。

福島の事故後、独立性の高い審査機関として原子力規制委員会が発足した。最新の知見に設備を適合させる制度も設けられた。

政府の重点政策を示す「骨太の方針」では原発について、昨年度までの「可能な限り依存度を低減する」との文言が消え、「最大限適用する」と明記された。

再稼働を推進する思惑から、規制委に「効率的な審査」を求める表現が新たに加えられた。

安全性が確認されないと、原発は稼働させてはならない。福島の事故の教訓をないがしろにする

ことは許されない。

**東京電力株式会社福島第一、第二原子力
発電所事故による原子力損害の範囲の
判定等に関する中間指針**

平成23年8月5日

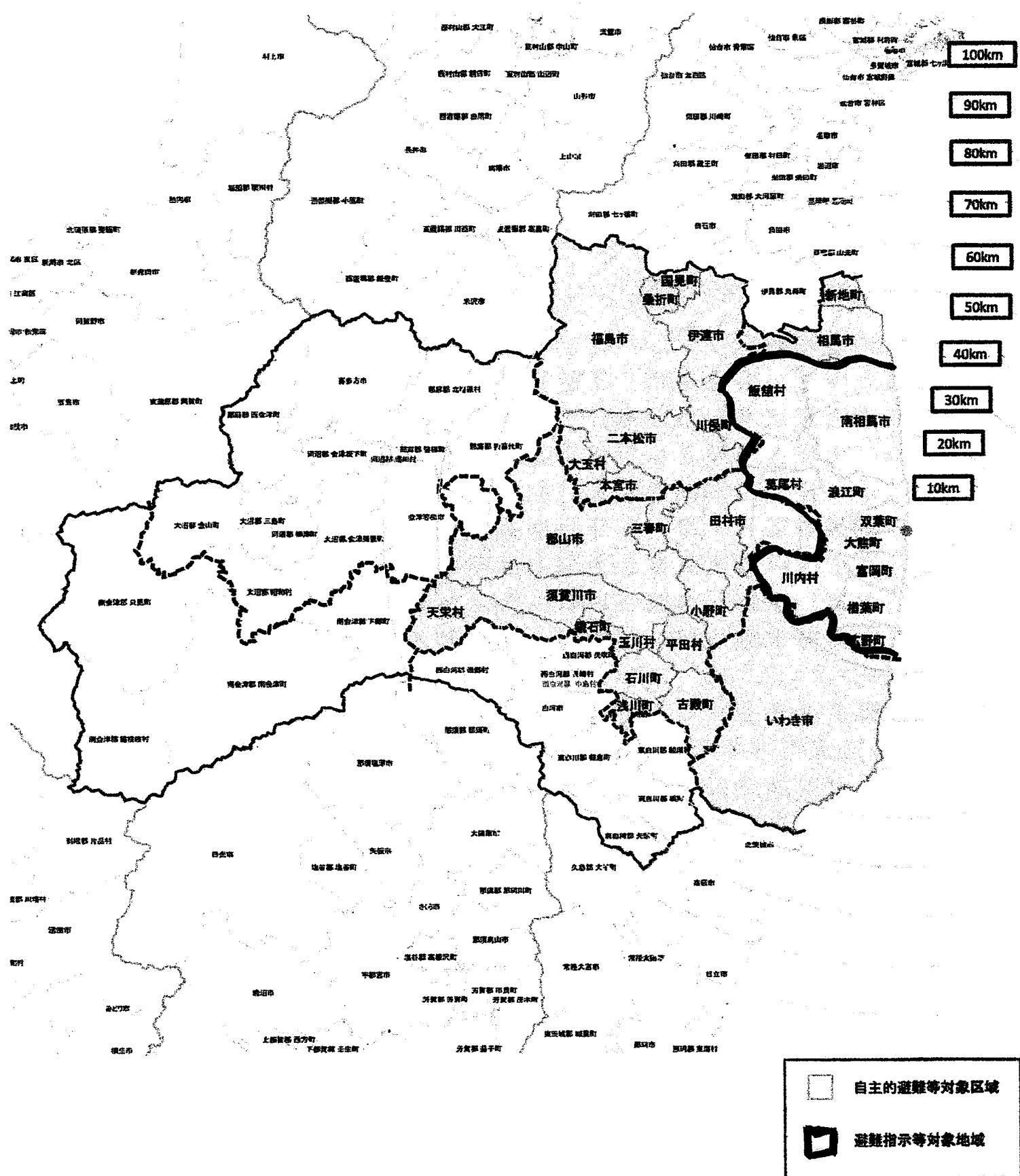
原子力損害賠償紛争審査会

目次

はじめに	1
第1 中間指針の位置づけ	2
第2 各損害項目に共通する考え方	3
第3 政府による避難等の指示等に係る損害について	6
【対象区域】	6
【避難等対象者】	8
【損害項目】	10
1 検査費用（人）	10
2 避難費用	11
3 一時立入費用	14
4 帰宅費用	15
5 生命・身体的損害	16
6 精神的損害	17
7 営業損害	23
8 就労不能等に伴う損害	26
9 検査費用（物）	28
10 財物価値の喪失又は減少等	29
第4 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について	32
【対象区域】	32
【損害項目】	32
1 営業損害	32
2 就労不能等に伴う損害	33
第5 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について	34
【対象】	34
【損害項目】	35
1 営業損害	35

2 就労不能等に伴う損害	36
3 検査費用（物）	36
第6 その他の政府指示等に係る損害について	37
[対象]	37
[損害項目]	37
1 営業損害	37
2 就労不能等に伴う損害	39
3 検査費用（物）	39
第7 いわゆる風評被害について	40
1 一般的基準	40
2 農林漁業・食品産業の風評被害	43
3 観光業の風評被害	48
4 製造業、サービス業等の風評被害	51
5 輸出に係る風評被害	5.3
第8 いわゆる間接被害について	55
第9 放射線被曝による損害について	57
第10 その他	58
1 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整について	58
2 地方公共団体等の財産的損害等	60

中間指針追補における対象区域



自主的避難等対象区域

避難指示等対象地域

*背景地図は国土地理院提供によるもの。

判決等の調査・分析の状況について

令和4年8月8日
原子力損害賠償紛争審査会事務局

第56回原子力損害賠償紛争審査会（令和4年4月27日）を踏まえ、専門委員を任命し、各判決等の詳細な調査・分析を開始した。専門委員による調査・分析においては、紛争審査会で示された「判決の調査・分析に当たっての観点」に基づき、各判決等から考えられる具体的な論点についての調査・分析を進めている。

専門委員による調査・分析の論点

紛争審査会で示された「判決の調査・分析に当たっての観点」を踏まえ、現時点では、以下のように論点を整理・詳細化し、調査・分析を行っている。なお、今後の調査・分析の進展に応じ、論点の追加・整理統合がありうる。

(1) 各判決の被侵害利益について

各判決が被侵害利益として捉えるものは一様ではなく、いわゆる「平穏生活権」という権利利益を示すものや、その他の権利利益を示すもの、あるいは権利利益という形では明示していないものもある。

そのため、(2)以下の個別の論点の検討に先立ち、被侵害利益について、各判決の捉え方、被侵害利益や損害に関する伝統的な見解との異同、中間指針との異同等について検討する。

(2) 各判決から考えられる具体的な論点

上記(1)の分析も踏まえ、以下の論点について、各判決における損害項目や賠償額の算定方法等、判決間の相違とその要因、中間指針との差異の有無やその要因、類型化の可否等を検討する。

- ・「避難を余儀なくされた」ことによる慰謝料
- ・故郷の喪失・変容による慰謝料（生活基盤変容慰謝料）
- ・自主的避難等による慰謝料

(3) その他の論点

上記（1）及び（2）における各判決の調査・分析と併せて、以下の論点を検討・考慮する。

○ ADR の事例（和解・打切り）から考えられる論点

○（2）の各論点に共通するもの

- ・各判決における中間指針等の位置づけ、内容についての評価
- ・係属中の後続の訴訟における損害の認定から影響を受けるような要素があるか。また、既に確定した判決との関係で留意すべき点があるか。

専門委員による各判決等の詳細な調査・分析の状況については、次回の紛争審査会において中間報告を行う予定。

地方公共団体等からの主要な要望事項について

令和 4 年 4 月

※本資料は第 55 回審査会（令和 4 年 1 月）以降現時点までに、文部科学省に寄せられた要望のうち、主要な項目の概要をまとめたものである。

1. 最高裁判所の決定を受けての対応

- 最高裁判所の決定を受けて、早急に審査会を開催し、確定判決の内容について、中間指針等における基準や東京電力がこれまでに行ってきた賠償との比較等も含めた具体的な分析を行うこと。（福島県原子力損害対策協議会）
- 多くの被害者に共通する損害については、類型化による中間指針等への反映によって迅速、公平かつ適正に賠償がなされるべきとの考え方の下、審査会において、福島県の現状や判決の具体的な分析を踏まえた上で、混乱や不公平を生じさせないよう中間指針等の見直しを含め適切に対応すること。（福島県原子力損害対策協議会）
- 中間指針等を上回る損害があるとの司法判断が確定したことを受け、判決の内容を踏まえ、被害の実態に即した賠償を実現して早期に救済するために、損害の対象の拡大かつ賠償水準の適切な引き上げに向け、中間指針等の改訂に直ちに着手すること。（福島県弁護士会会长声明、東北弁護士会連合会会长声明、国賠訴訟 3 件原告団・弁護団¹、福島原発避難者訴訟原告団等²、福島原発事故賠償問題研究会）
- 適切かつ迅速な対応を実現するため、被害者に対する聞き取りなど被害実態の把握に従前以上に努めるとともに、被害者を中間指針等の見直しに関与させること。また、不法行為法や公害法、環境問題に関する研究者委員の態勢を強化すること。（国賠訴訟 3 件原告団・弁護団、福島原発避難者訴訟原告団等）。

¹ 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団・弁護団、原子力損害賠償群馬訴訟原告・弁護団、福島第一原発事故損害賠償千葉訴訟原告団・弁護団

² 福島原発避難者訴訟原告団、福島原発被害弁護団

○確定した判決の内容を踏まえ、東京電力に対し、改めて中間指針等は最小限の基準であることを深く認識させ、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応するよう指導すること。また、東京電力においても、確定した判決の内容を精査し、同様の損害を受けている被害者に対しては、直接請求によって公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。（福島県原子力損害対策協議会）

2. 被害事業者への賠償

○東京電力による将来分一括損害賠償以降の請求に対する支払いは極めて少なく、確認に時間を要している状況にある。被害の実態に見合った賠償が着実になされるよう、被害事業者への丁寧な説明、被害事業者の負担軽減、損害賠償制度のさらなる周知など、東京電力へ強力に指導すること。（日本商工会議所）

3. ALPS 处理水の処分に係る風評対策

○「風評」は必ず発生するという前提のもと、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、国が前面に立って対応すること。（日本商工会議所）

4. 消滅時効への対応

○全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するなど、消滅時効について適切に対応すること。（福島県原子力損害対策協議会、日本商工会議所）

(審 57) 資料 3

地方公共団体等からの主要な要望事項について

令和 4 年 8 月

※本資料は第 56 回審査会（令和 4 年 4 月）以降現時点までに、文部科学省に寄せられた要望のうち、主要な項目の概要をまとめたものである。

1. 最高裁判所の決定を受けての対応

- 最高裁判所の決定を受けて、早急に審査会を開催し、確定判決の内容について、中間指針における基準や東京電力がこれまでに行ってきた賠償との比較等も含めた具体的な分析を行うこと。（双葉地方町村会、双葉地方町村議会議長会、福島県）
- 多くの被害者に共通する損害については、類型化による中間指針への反映によって迅速、公平かつ適正に賠償がなされるべきとの考え方の下、審査会において、福島県の現状や判決の具体的な分析を踏まえた上で、混乱や不公平を生じさせないよう中間指針の見直しを含め適切に対応すること。（双葉地方町村会、双葉地方町村議会議長会、全国市長会、福島県）
- 福島第一原子力発電所事故に係る集団訴訟の判決結果等を踏まえ、東京電力による被害回復に向けた十分なる損害賠償が実現されるよう、中間指針の見直しを速やかに行うこと。（猪苗代町議会、飯舘村議会、浪江町議会、浅川町議会、桑折町議会、南相馬市議会、白河市議会、富岡町、富岡町議会）
- 中間指針が、被害者の範囲においても、時期の範囲においても、賠償額の評価においても、被害の実情に合わない基準となっていることに留意し、その見直しに際しては、迅速、公平、適正な被害者の実情に見合った十分な救済が受けられる基準を設定すること。（全国公害被害者総行動実行委員会）
- 確定した判決の内容を踏まえ、東京電力に対し、改めて中間指針は

最小限の基準であることを深く認識させ、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解仲介案の積極的な受け入れはもとより、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応するよう指導すること。また、東京電力においても、確定した判決の内容を精査し、同様の損害を受けている被害者に対しては、直接請求によって公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。(双葉地方町村会、双葉地方町村議会議長会)

2. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、中間指針の賠償基準を明確にし、確実かつ迅速に賠償するよう東京電力を強く指導すること。(全国市長会)
- 東京電力に対し、被災者の立場に寄り添った損害賠償を行い、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解案を尊重するよう指導すること。(全国原子力発電所所在市町村協議会)

3. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

- 審査会を含め、国においては、ALPS 処理水の処分に関する基本方針の決定による様々な状況変化をとらえ、具体的な調査等により福島県の現状把握を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。(全国市長会)
- 「風評」は必ず発生するという前提のもと、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、国が前面に立って対応すること。(日本商工会議所)
- 万が一、新たな風評が発生する場合の賠償については、県全域を対象とし、期間や業種を限定することなく、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うよう東京電力を指導するなど、国が最後まで責任をもって対応すること。(全国市長会、福島県、富岡町、富岡町議会)

4. 被害事業者への賠償

○営業損害や風評被害の賠償について、事業者の立場に立った取り組みを徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。また、商工業、農林水産業等に係る一括賠償後の取扱いについては、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。（全国市長会、福島県、富岡町、富岡町議会）

5. 地方公共団体に係る賠償

○原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても、柔軟に対応させること。（全国市長会、福島県）

6. 消滅時効への対応

○全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など、消滅時効について適切に対応すること。（双葉地方町村会、双葉地方町村議会議長会、全国市長会、福島県、富岡町、富岡町議会）

福島原発事故損害賠償請求訴訟における最高裁判所の裁判を受け、国及び原子力損害賠償紛争審査会に対し、原子力損害の実態に関する十分な調査、評価及び迅速な結果の公表並びにそれらを踏まえた中間指針等の改定を行い、被害回復に向けた具体的対応に取り組むことを改めて求める会長談話

本年6月17日に、最高裁判所第二小法廷は、福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）事故損害賠償請求集団訴訟4件について、国の法的責任を認めない判決を言い渡した。

同判決では、国の過失責任を認める反対意見が付されたほか、被害者の救済は、過失の有無に関わらず、国が最大の責任を負うべきとする補足意見が付された。

これに先立つ本年3月2日、7日及び30日に、最高裁は、同訴訟4件を含む福島原発事故損害賠償請求集団訴訟7件について、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）の上告及び上告受理申立てを退ける決定（以下「3月決定」という。）を行い、東京電力の損害賠償責任を認めた各控訴審判決が確定した。

これら各控訴審判決は、東京電力の損害賠償責任について、いずれも原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」という。）が定めた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」及びその追補（以下「中間指針等」という。）の水準を上回る内容の損害賠償を認めていたものである。

また、本年4月27日に開催された原賠審では、3月決定を受けて、中間指針等の見直しの要否の判断のために、専門委員を新たに選任し、3月決定の調査・分析を行う方針が決定された。

当連合会は、2019年7月19日付け「» 東京電力ホールディングス株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する中間指針等の改定等を求める意見書」、2021年11月15日付け「» 福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の実態に関する調査・評価・結果の公表の実施及び中間指針等の改定を改めて求める会長声明」及び3月決定を受けた2022年3月28日付け「» 福島第一原発事故損害賠償請求集団訴訟についての最高裁決定を受け、改めて国に対し、原子力損害賠償に係る中間指針等の見直しを求める会長談話」において、国及び原賠審に対し、現在の原子力損害の実態に関する専門家調査を改めて実施し、評価及び結果を公表すること及びこれまで原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」という。）で提示された和解案や集団訴訟の裁判例の分析等を踏まえ、中間指針等の見直しを行うことを繰り返し求めてきた。

この度、原賠審が、3月決定により確定した各控訴審判決の内容の調査・分析を行うこととしたのは、当連合会がこれまで求めてきた対応に一定程度沿うものである。

しかし、原発事故がもたらした被害の広範さや深刻さ、被害の長期化、多様性等に鑑みると、確定した集団訴訟の判決のみをもって被害の実態を十分に調査することはできないと考えられることから、これまで当連合会が求めてきたとおり、原紛センター和解案の分析、自主的避難等対象区域を含めた現地視察及び専門家調査などの方法も含めた原子力損害の実態についての十分な調査及び評価を行うとともに、その結果を迅速に公表し被害者の救済に活用すべきである。

以上のことから、当連合会は、国及び原賠審に対し、3月決定により確定した各控訴審判決の内容の調査・分析にとどまらない広範かつ十分な調査、評価を行い、迅速に結果を公表すること及び調査結果を踏まえ中間指針等の改定を行い、具体的対応に取り組むことを改めて求める。

2022年（令和4年）7月14日

日本弁護士連合会

会長 小林 元治

論說

書と、人々への甚大な苦痛を与えた事実は動かない。国は事故から十一年余が過ぎても途上の本震復興と、原発事故で生活や地域「コミュニティ」を失った被災者に真摯に向き合う義務も何ら変わらぬ」と肝に銘じるべきだ。

この責務は変わらない

東京電力福島第一原発事故の避難者が国と東電に損害賠償を求めた福島(生業)、群馬、千葉、愛媛の四件の集団訴訟の上告審判決で、最高裁判は国の賠償責任を否定する初の統一判断を下した。しかし、国策として進められた原発による事故が、未曽有の被害と、人々への甚大な苦痛を与えた事実は動かない。国は事故から十一年余が過ぎても途上の本県復興と、原発事故の検証や津波防護措置の検討で生活や地域コミュニティペースが余りにも遅すぎたのではないか」とも指摘した。合意書務も何の交渉も肝に銘じるべきだ。

裁判官四人の判断は「三対予断なき、緊張感のある対応の必要性」に言及したことでも、「国に分かれた。菅野博之裁判長は、國の過失を否定するだろ。国は重く受け止めつ、「国策として原発事業が

行われてきた以上、福島第一の事故における国の責任の有無によって見直し議論が後退することは許されない。現行の中間指針が不十分な指針見直しの必要性を検討するとしているが、国の責任の有無によって見直し議論が後退することは許されない。現行の中間指針が不十分な指針見直しの必要性を検討するとしている。速やかに指針を改めている。速やかに指針を改めてしまふべきだ。原告たの方でなく全の被災者に見直しを求める人々に口悪いが立つてある。裁判官自らの信頼にも違反せざる観点での検討も求められる。(湯田 横彌)

卷之三

卷之三

卷之三